

占用物件等への事故防止対策と 事故発生後の事務処理フロー

国土交通省中国地方整備局企画部

えすみのぶよし
工事検査官 江角 信良

1. はじめに

中国地方整備局では、河川、砂防、道路事業の直轄工事を年間約1,200件発注しており、工事事故防止のため、発注者として各工事現場で安全管理体制の充実を図るとともに、安全対策の取り組みを行ってきました。

今回、事故の事前対策の一つとして「占用物件等への事故防止対策」の紹介、および事故が起きてからの処理について紹介します。

2. 工事事故発生状況

中国地方整備局の平成7年度から平成18年度の

直轄工事（河川、砂防、道路）における工事発生件数は、図1のとおり、平成15年度をピークに、事故件数、死亡件数、負傷者数ともに減少しています。

中国地方整備局の直轄工事における平成18年度の工事事故発生件数は28件、発生率が2.4%でした。

平成19年度の工事事故の発生状況は、9月末ですでに20件発生していて、図2の月別事故発生状況のとおり、平成13年度から平成18年度の平均程度で推移しています。なお、月別事故発生状況からすると、下半期に事故が増える傾向にあり、今後の状況を注意して見守る必要があります。

平成18年度の事故分類別では、図3のとおり、公衆災害が全体の約6割を占め、その内、架

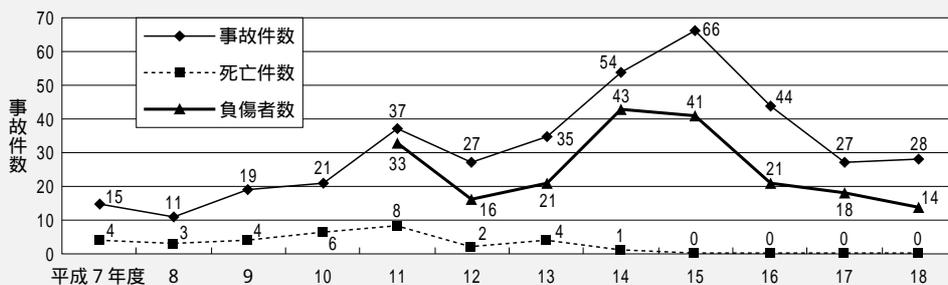


図1 工事事故発生状況の推移

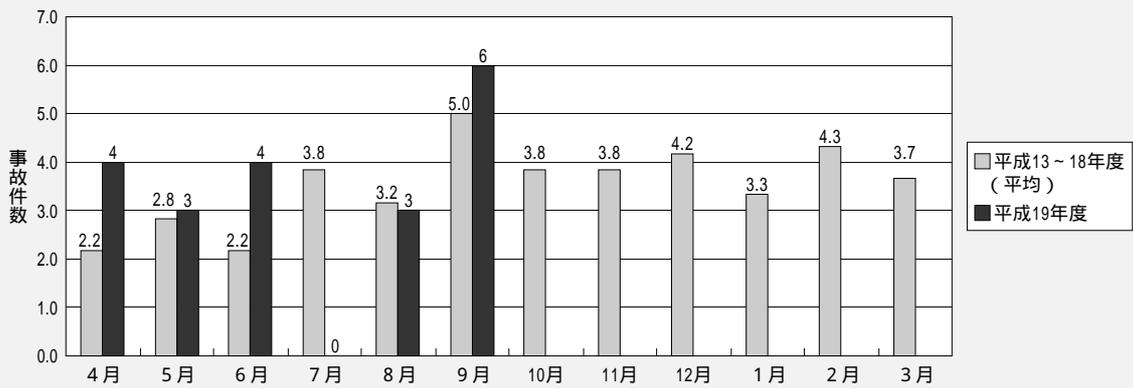


図 2 月別工事事故発生件数の推移

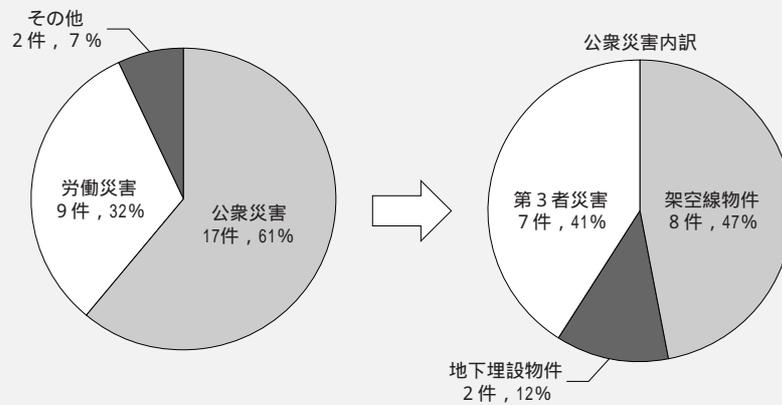


図 3 平成18年度事故分類別工事事故発生状況

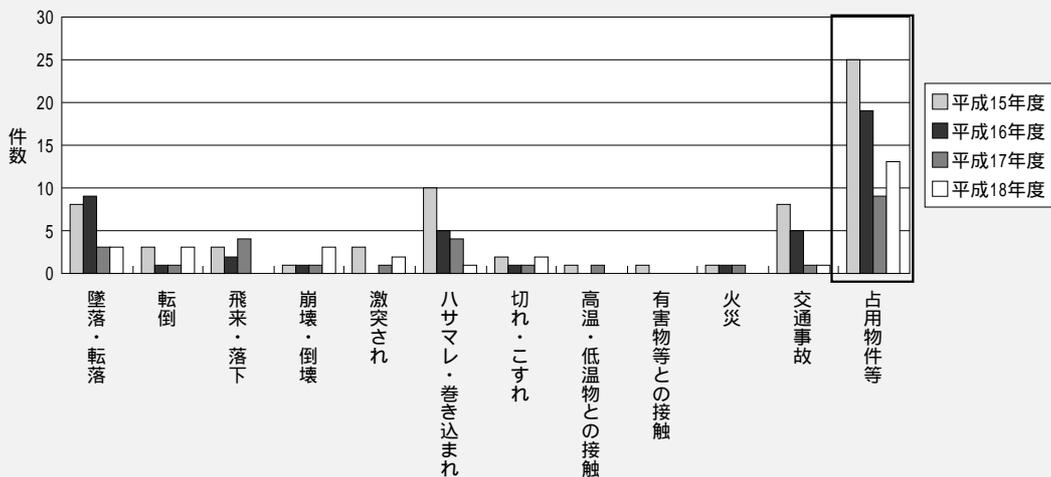


図 4 事故形態分類別工事事故発生状況 (平成15～18年度)

空線や地下埋設物の占用物件の物損事故が多く発生しています。この傾向は、図 4 の事故形態分類別発生状況のとおり、平成15年度から平成17年

度も同様の傾向を示しています。

3. 工事事務事故防止に向けた取り組み

(1) 占有物件等への事故防止対策

事故分類別の発生状況では、地下埋設物や架空線の占有物件の事故が多く、平成18年度には全体の約4割近くを占めています。また、平成19年度4月に高圧電線を切断する重大事故が発生しました。このため、平成19年5月に「建設工事における公益占有物件等への事故防止対策(案)」を策定しました。

その主な内容は下記のとおりです。

① 発注者の対応

- ・特記仕様書に「公益占有物件等への接触・切断事故防止対策の実施内容」の明示
- ・発注者による臨場点検の実施
- ・対策が実施されていない場合の請負者への措置

② 受注者の対応

- ・工事履行場所、資材等保管場所、工事車両等運搬経路における占有物件の実態を事前調査し、対策計画書を作成
- ・上空占有物件への近接施工を行う場合は、占有物件所有者へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼
- ・埋設占有物件がある場合の施工には、埋設位置、深さ等を確認するため、必要に応じて試掘調査を実施するとともに、占有物件所有者に立ち会いを求める
- ・接触、切断事故を防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置する
- ・防護対策等の日々点検を実施するとともに、作業員等への安全教育指導を徹底する
- ・防護対策等の日々点検、安全教育指導結果について監督職員に報告する

(2) 事故発生後の事務処理フロー

占有物件等への事故防止対策は、事故の事前対策の一つですが、実際の事故が発生した場合の事後対策について紹介します。

実際の事故が発生した場合の事務処理を図 5

に示します。

まず、事故が発生した場合には、速報として、現場の受注者から監督職員に連絡が入り、監督職員から事務所、そして本局担当課、企画部に報告がきます。

事務所では、事故の情報をさらに入手し、事務所現地検討会を開催します。

1) 事務所現地検討会

事務所現地検討会で行う主な内容は下記のとおりです。

① 事故の発生状況の把握、原因の究明

- ・事故発生からの対応状況(時系列)
- ・被害の程度の把握
- ・施工体制、作業方法が施工計画どおりか
- ・事故工種と建設業許可種の確認
- ・作業時の完全および施工管理体制の確認
- ・作業の安全管理指導内容として、始業前のKYミーティングの実施状況、安全巡視員による巡視状況、月1回の安全訓練実施状況、社内安全パトロール状況、新規入場者教育状況等を確認
- ・作業主任者、有資格者の配置は適切か
- ・作業に必要な法定資格届け出項目および講ずべき処置の確認を行い、労働安全衛生法等の法令・規則等の基準の違反がなかったか

② 事故再発防止策の検討

- ・事故発生原因を踏まえ事故再発防止策を検討
なお、事故を起こした受注業者は、現場の緊急パトロール、事故報告とともに再発防止を徹底する安全訓練を実施します。

2) 各部事故調査検討会

各部の事故調査検討会では、事務所現地検討会での検討内容のチェックを行い、再発防止に対する指導を行うとともに事故を起こした受注業者の措置についても検討します。

受注業者への措置は、事故の程度、安全管理措置の状況等により決定します。

なお、受注業者の措置が「文書注意」以上の重大事故の場合には、工事事務事故調査委員会および指名停止等措置検討委員会を開催します。

3) 工事事務事故調査委員会、指名停止等措置検討委

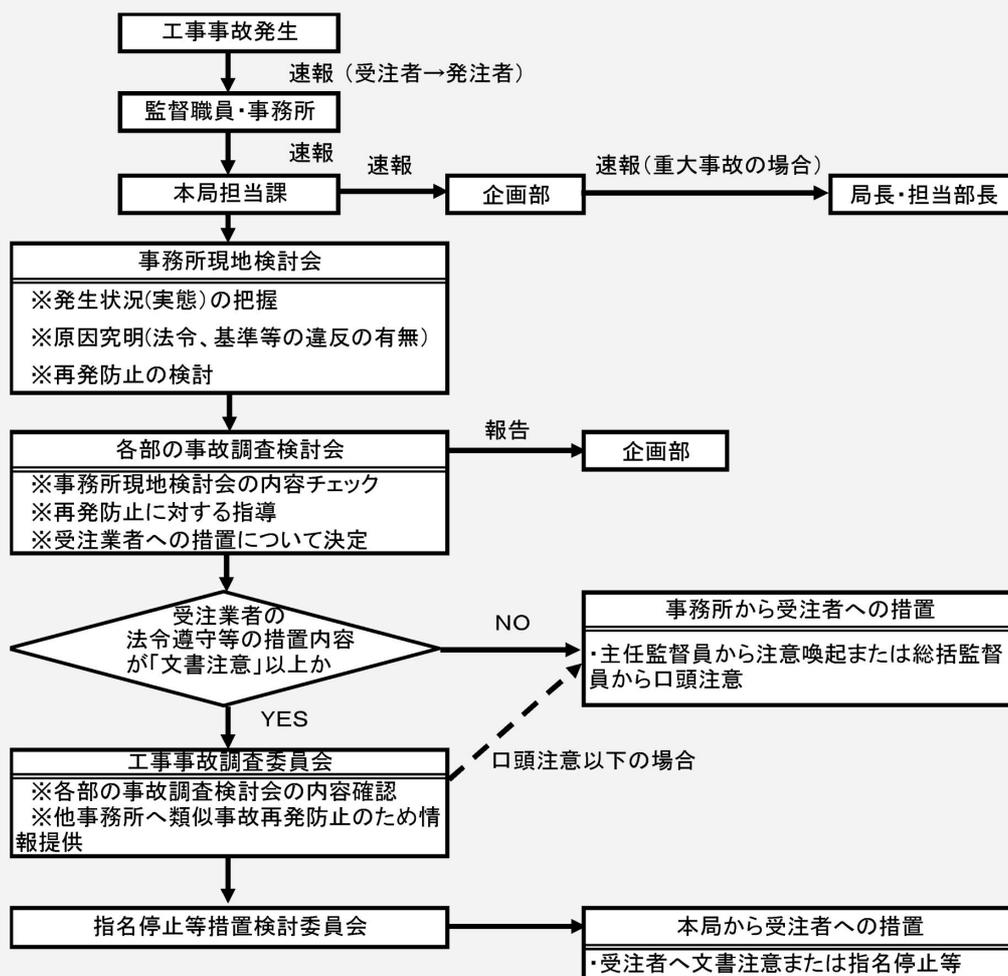


図 5 工事事故処理概略フロー（案）

員会

工事事故調査委員会では、各部の事故調査検討会が行った検討事項を確認し、事故の概要、再発防止対策について他の工事現場に情報提供し、注意喚起することにより類似工事での事故再発防止に役立っています。

また、指名停止等措置検討委員会は、事故を起こした受注業者を「文書注意」「指名停止」の措置を決定する場として位置付けています。

4. おわりに

本来、工事の事故防止対策については、自主施

工の観点から、受注者の責任のもと実施され、工事中の安全確保がなされ、無事故で竣工するものです。しかし、占用物件等の事故割合が多く、第三者への被害となっていることから「建設工事における公益占用物件等への事故防止対策（案）」を策定し、受注者の責務と発注者の責務を明確にしました。

中国地方整備局としては、今後とも発注者、受注者ともに事故の再発防止に向けてさらに一層の努力をしていきたいと考えています。